利用料徵収業務委託契約書

東かがわ市(以下「委託者」という。)と社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会(以下「受託者」という。)との間に、東かがわ市介護予防水中トレーニング事業(以下「事業」という。)の利用料徴収業務について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 委託者は、事業の利用料徴収業務を受託者に委託し、受託者はこれを 受託する。

(委託業務の内容)

- 第2条 受託者は、委託者の委託を受け、事業の利用料徴収および収納業務を 行うものとする。
- 2 受託者は、定めのない細部の事項について、委託者の指示を受けるものと する。

(委託期間)

- 第3条 委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。 (委託料)
- 第4条 委託料は、東かがわ市介護予防水中トレーニング事業委託料(基本) に含めるものとする。

(委託保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡)

- 第6条 受託者は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡しては ならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。 (調査等)
- 第7条 委託者は、委託事業の実施状況について、随時、実地に調査し、受託 者に対して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(契約条件の変更)

第8条 受託者は、契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、委託者と協議の上、変更することができる。この場合、新たに変更契約を締結し直すものとする。

(契約の解除)

第9条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、 催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくてこの契約を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について不正行為があったとき。
- (3) この契約に基づく委託者の指示に違反したとき。
- 2 この契約を解除するときは、委託者、受託者協議のうえ、この事業にかかる一切の権利を委託者に返還するものとする。

(損害賠償責任)

- 第10条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を 賠償しなければならない。
 - (1) 受託者が、委託事業の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前条の規定により、この契約が解除された場合において委託者に損害が生じたとき。

(守秘義務)

第11条 委託者並びに受託者はこの契約によって知り得た情報を他に漏らして はならない。委託事業完了後においても同様とする。

(定めのない事項の処理)

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた場合においては、 委託者、受託者協議のうえ、処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

委託者 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1 東かがわ市 東かがわ市副市長 松 本 吉 弘 副市長印

受託者 香川県東かがわ市湊 1809 番地 社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会 会 長 上 村 一 郎